

南海トラフ地震対策

1 目 的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 組 織

南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）の編成及び任務は【別記】のとおりとする。

3 訓 練

防火管理者等が行う防災訓練は次によること、なお、訓練は年1回以上行うものし、必要に応じ自衛消防訓練と併せ総合的な訓練とする。また、消防機関、又は防災関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

4 教 育

防火管理者等が従業者等に対して行う教育は次により、別項にある防災教育と併せて実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的にとるべき行動及び従業員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

5 広 報

防火管理者等が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (3) 正確な情報入手の方法
- (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (5) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

6 津波からの円滑な避難の確保等(避難場所及び避難経路)

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合、自衛消防組織は、管理権原者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。
- (4) 津波警報が発令された場合における当該施設の避難場所は、

〇〇ビル5階、〇〇〇〇学校 コミュニティーセンターなど

とし、隊長が緊急性があると判断した場合、敷地内に耐震性のある建物が存する場合(自社ビルの場合は、避難した人が3階以上の階において集合できる階の平面図【別図1】のとおりとする。)は、当該建物の3階以上の階への避難を優先とする。

(5) 中・高層の建物に存する又は入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階(原則として3階以上)を避難場所とすることができる。

(6) 避難場所までの避難経路は、付近見取図等(避難場所までの経路が判明する地図【別図2】)のとおりとする。

ただし、当該避難経路が道路陥没、建物倒壊等で有効に避難できない状態にあるときは、別の避難経路を選定する。

7 その他不測の事態

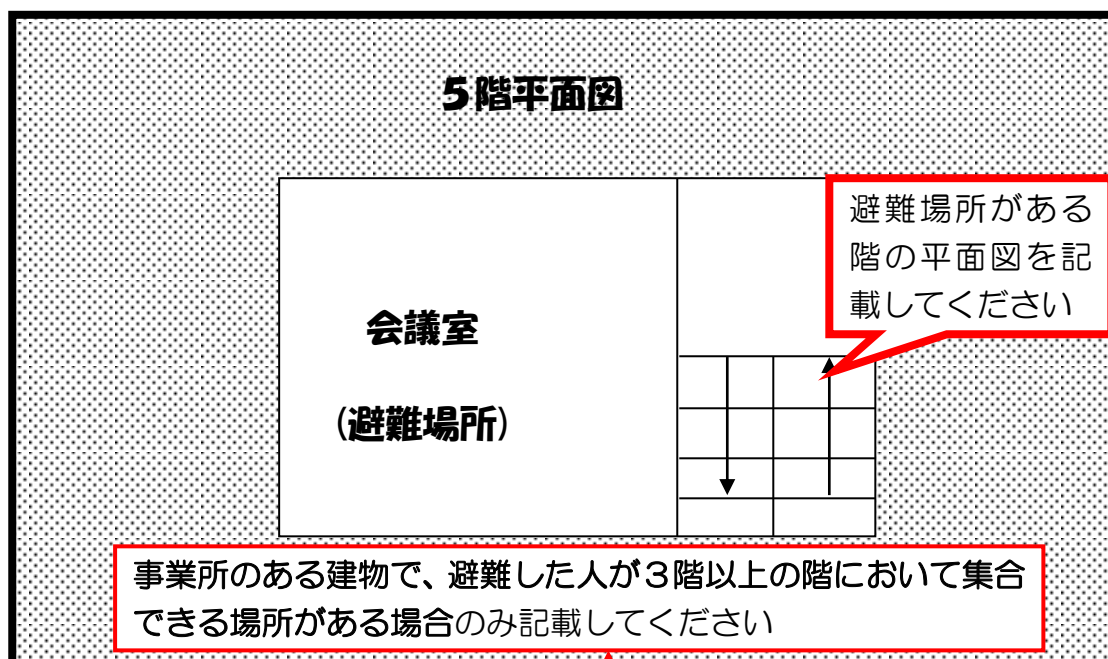
施設が沿岸部にある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し、伝達する方法を明示する。

災害時の役割分担表

役 割		活 動 内 容
従業者全員		・使用中の火を、速やかに止める ・机の下、柱の周りなどの安全な場所で、落下してくるものから身を守る(周囲の在館者にも注意喚起すること) ・出入口の近くにいるときは、ドアなどが閉まらないようにする
隊 長	社 長 支店長 防火管理者 火元責任者	・指揮、命令 ・避難開始時期、避難場所の決定
副隊長		・隊長の補佐、隊長不在時の隊長代行
指揮班		・隊長、副隊長の指揮補佐 ・各担当者への命令伝達 ・隊長など、指揮者の指揮位置を決定し、各担当者へ命令や報告させる場所を明確にする
情報収集 通報連絡 情報伝達	発見者 火元責任者等	・館内放送により、パニックの発生を防止する ・携帯ラジオなどにより防災機関からの情報を収集する ・周辺で火災が起きてないか、燃え移ってこないかなどを調べて、隊長に報告する
避難誘導	全 員	・メガホンや携帯拡声器を使い、落ち着いて行動するよう誘導する ・誘導の責任者は、トイレなどに在館者がいないか確認する ・ドアを開く ・避難経路に倒れた物や落下物を取り除く ・火災が発生していない場合は、隊長の避難指示があるまで、柱の周りや、壁際など安全な場所で待つ ・避難行動要支援者の避難支援 ・外国人、出張者及び旅行者について配慮する ・避難誘導班自身の安全な避難の確保について定めておく
初期消火	火災発見者 従業者等	・いつ火災が起きてもすぐ消火できるよう準備しておく
安全防護	火災発見者 火元責任者等	・ドアを開く ・避難経路に倒れた物や落下物を取り除く ・火を使っている器具などの使用を停止、消火する ・ロープなどで立ち入り禁止区域を設定する
応急救護	火元責任者等	・指揮本部の近くの安全な場所に応急救護所を設置する ・負傷者の応急手当 ・負傷者のケガの程度や年齢、住所など救急隊と連絡をとる

＊ 役割ごとの各担当者の任務分担については、それぞれに指示し、役割ごとの担当者の人数が複数のものは、担当ごとの責任者を指名します。

【別図1】平面図



いずれかを添付してください

枠に入らない場合は、別紙として
図面を添付してください

【別図2】付近見取図〔避難経路図〕

事業所のある建物から避難場所までの避難経路を記載した
付近見取り図を記載してください。

事業所のある建物に避難できない場合のみ記載してください

(避難場所までの避難経路図を明示すること)